那覇市上下水道局公告第１５号
令和７年５月７日

制限付一般競争入札(事後審査方式)の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第１項及び那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱(以下「要綱」という。)に基づき、制限付一般競争入札を実施する。

よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の６、那覇市上下水道局契約事務規程第３条及び要綱第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

本案件は、紙入札対象案件(事後審査方式)とする。

入札参加資格審査申請書は開札後、落札候補者のみ提出するものとする。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　屋比久　猛義

1 入札に付する事項

1	件　　名	令和７年度水道メーター改造修理（その１）
2	履行場所	那覇市上下水道局庁舎　メーター室
3	履行期間	契約の日から令和7年9月30日まで
4	概　　要	φ13mm-1,110個、φ20mm-2,210個、φ25mm-208個、φ40mm-285個　　合計3,813個
5	予定価格	事前公表しない。

2 入札参加資格共通要件

※入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	施行令第167条の４に規定する者に該当しない者。
2	那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第12条第１項に規定する指名停止の措置、又は那覇市物品購入等競争入札取扱要綱第13条第１項に規定する指名停止の措置を受けていない者。
3	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、那覇市上下水道局に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)。
4	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者(公告日の３か月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)。
5	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者。

6	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得第５条第２項の規定に抵触するものではない。 ア　資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ｱ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ　人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第２条第７項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ｱ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (ⅰ) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ⅱ) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (ⅲ) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役 (ⅳ) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第１項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合 (ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格個別要件

1	登録名簿	那覇市上下水道局競争入札参加者の資格及び審査に関する要綱第５条に基づく令和7・8年度上下水道材料業者名簿に登録のある者。
2	業種・格付	［那覇市上下水道局：上下水道材料業者名簿］業種：上下水道材料購入
3	営業所	那覇市内に本店を有する者。
4	その他	計量法第40条に基づく沖縄県(計量検定所)の届出製造事業者名簿に登録されていること。

4 仕様書等の配付　※仕様書等の受領がなければ、本案件の入札に参加できません。

1	配付期間	**令和7年5月7日(水)10:00 ～ 令和7年5月13日(火)17:00（土日祝日を除く）** 上記期間外の依頼についてはお受けできません。
2	配付方法	①仕様書等、②入札用図書及び③落札候補者用図書は**メール(窓口での配付は致しません)**で配付します。 配付期間内に、**仕様書等配付依頼書**を下記メールアドレスへ依頼して下さい。 メールアドレス：keiyakukensa@city.naha.lg.jp

3	仕様書等 の内訳	①仕様書等 01特記仕様書 02水道メーター改造修理(その1)内訳書 03内容質問書 ②入札用図書 04入札書 05委任状
		③落札候補者用図書 06入札参加資格審査申請書 07資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書
4	質問期間	**令和7年5月12日(月)10:00 ～ 令和7年5月15日(木)17:00**
5	質問方法	**内容質問書**を下記へFAXして下さい。(※質問がなければ不要。) 提出先：料金サービス課 098-941-7812
6	回　　答	**令和7年5月19日(月)17時15分まで那覇市上下水道局ホームページに掲載します。**

5 開札及び落札の保留

入札は紙入札で行います。(下記の場所で入札書を入札箱への投函により行います。)
代表者が参加されない場合は、委任状の提出が必要となります。

1	日　時	**令和7年5月21日(水)10:00**
2	場　所	上下水道局庁舎Ａ棟４階会議室
3	落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

本案件は予定価格を公表しておりませんので、１回目で落札しない場合、２回目、３回目の入札を引き続き行います。２回目、３回目に使用する入札書は、入札参加者であらかじめご準備ください。

6 入札書の不受理･無効

那覇市上下水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)に掲載している 那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得（以下「心得」という。)第14条を必ずお読みください。第14条の規定各号のいずれかに該当する場合は無効となります。

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

1	提出期限	**令和7年5月22日(木) 正午**
2	提出方法	総務課契約検査室宛て、メール又は直接持参いずれかの方法で提出してください。 ※メールの場合はメール送信後、契約検査室までご連絡ください。 メールアドレス：keiyakukensa@city.naha.lg.jp 電話番号　098-941-7809
3	提出書類 (局様式)	06入札参加資格審査申請書 07資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書

8 落札者の決定

1	落札決定 予定日	**令和7年5月26日(月)頃**
2	落札決定の 方法	開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 ※「心得」第９条から第12条までを参照。
3	落札結果	落札者に電話連絡します。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件

1	入札保証金	免除する。
2	契約保証金	免除する。
3	前金払	適用しない。
4	部分払	適用する。（那覇市上下水道局契約事務規程第59条の規定回数。）
5	契約締結期限	落札決定の日から７日以内。

10 その他

1	公告事項の内容に変更がある場合は、那覇市上下水道局ホームページに掲載しますので常に確認してください。 ホームページURL　https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html
2	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札日時等の２時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期になる場合があります。延期後の日時は、追って那覇市上下水道局ホームページに掲載します。
3	局駐車場を利用する際は、駐車場入口で発券機からチケットを受け取り、用務先でチケットをご提示願います。なお、雨天等の場合は、混み合うことがございますので、ご了承願います。
4	提出された関係書類は返却しません。

11 問い合わせ先

1	公告・入札･契約に関すること 那覇市上下水道局　総務課　契約検査室　担当：玉盛　あゆみ 電話番号　098-941-7809　　FAX番号　098-941-7829
2	仕様書等の内容に関すること 那覇市上下水道局　料金サービス課　　担当：上江洲　こなつ 電話番号　098-941-7811　　FAX番号　098-941-7812